

佐賀県告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があつた。

平成二十三年十月十八日

佐賀県知事　古川康

一 保安林予定森林の所在場所

唐津市七山藤川字大達一〇〇〇の七一、一〇〇〇の八七、一〇〇〇の九八、七山池原字嶽川甲七一、甲七二、甲七四から甲七六まで、字太田尾甲九七の五、甲九七の六、字大坂甲一三五、甲一三六の一、甲一三七、甲一四六の五、甲一四六の一八、字高野甲六三六の六、字下嶽甲三〇七二の五、甲三〇七二の二八、七山木浦字高辻一五八二の一、字井手ノ上二三四一の一、二三〇二、字栗ノ木二三九五の一、二四〇一の一、二四〇二の一、二四〇八の二、二四一八の一、二四一八の二、二四三〇の一、字畠ヶ田二五一〇の三、二五六八の三、字大立平二七五四の二、二七五四の一、二七五四の一六、二七五四の七七、二七五四の七八、二七五四の一二三、二七五四の一三三、二七五四の一三五から二七五四の一三八まで、二七五四の一四八、二七五四の一七三から二七五四の一七六まで、二八二八の二、二八三〇の二、二八七五の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備
課及び唐津市林務課に備え置いて縦覧に供する。）